



鳥取県公報

平成18年6月9日(金)
号外第100号

毎週火・金曜日発行

目 次

公安規則 鳥取県公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関する規則（6）（警務課） 1

公安委員会規則

鳥取県公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成18年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

鳥取県公安委員会規則第6号

鳥取県公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県警察職員（以下「警察職員」という。）の職務執行について、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申し出られた苦情の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 苦情 警察職員が、職務執行において違法若しくは不当な行為をし、若しくはなすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平・不満をいう。
- (2) 法定苦情 警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条第1項の規定に基づき文書により公安委員会に対して申し出られた苦情をいう。
- (3) 法定外苦情 公安委員会に対して申し出られた苦情のうち法定苦情以外のものをいう。

(事務処理)

第3条 公安委員会に対して申し出られた苦情についての事務処理は、警務部総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）が行うものとする。

(苦情の申出の受理及び報告)

第4条 公安委員会に対して申し出られた苦情は、鳥取県警察本部及び警察署で受理するものとする。

2 前項の規定により苦情の申出を受理した所属の長は、公安委員会補佐室を経由し、速やかに公安委員会及び鳥取県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

(苦情処理及び報告)

第5条 公安委員会は、前条第2項の規定により苦情の申出に関する報告を受理したときは、本部長に対し、当該苦情に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、その処理の結果の報告を求めるものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により報告を受けた調査の結果が不十分であると認める場合には、必要に応じ、法令又は条例の規定の範囲内において、本部長に必要な指示をすることができる。

(処理の結果の通知等)

第6条 公安委員会は、法定外苦情の申出を受理したときは、当該法定外苦情の申出を行った者（以下この項において「申出者」という。）に対し、文書その他適当と認める方法により処理の結果を通知するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 申出が鳥取県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

(2) 申出者の所在が不明であるとき。

(3) 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行ったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

(4) 申出者が通知を求めていると認められるとき。

(5) 申出者の氏名が明らかでないとき。

2 公安委員会は、法第79条第2項ただし書又は前項ただし書の規定により、苦情の申出を行った者に処理の結果を通知しないときは、その者に対し、当該通知を行わない旨を文書その他適当と認める方法で連絡するものとする。ただし、その者の所在が不明であるとき、その他その者に連絡することができないと認められるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、公安委員会に申し出られた苦情の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に公安委員会に申し出られた苦情について適用する。